

第二百二十八号議案

東京都立病院条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年五月二十七日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都立病院条例の一部を改正する条例

東京都立病院条例（昭和三十六年東京都条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号(ハ)中「第六十三条第二項第四号」を「第六十三条第二項第五号」に、「第六十四条第二項第四号」を「第六十四条第二項第五号」に改め、同号(ハ)を同号(九)とし、同号(七)の次に次のように加える。

(ハ) 患者申出療養に係る診療料 健康保険法第六十三条第二項第四号及び高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第四号に規定する患者申出療養に関し、当該患者申出療養に要する費用として算定した額の範囲内で知事が定める額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

都立病院における患者申出療養の実施に伴い、患者申出療養に係る使用料の規定を設けるほか、規定を整備する必要がある。